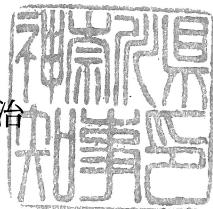


水第 1928 号
令和 5 年 11 月 15 日

神奈川海区漁業調整委員会会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量
について (諮問)

のことについて、漁業法第 16 条第 1 項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定
めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。



まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年1月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まあじ漁業	現行水準

第二 まいわし

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まいわし漁業	現行水準

5水管第2081号
令和5年11月9日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.48%	640
まいわし太平洋系群	現行水準	0.35%	2,889
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			

(注記) 基本シェアの算定期間(令和2年から令和4年まで)の平均漁獲実績が

1トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。

